

**改正**

平成19年12月21日市長決裁

平成21年3月31日市長決裁

平成28年2月3日市長決裁

平成29年10月6日市長決裁

鴻巣市就学援助費支給要綱

要保護準要保護児童生徒に係る就学援助費補助金交付要綱（昭和49年3月7日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、経済的理由によって就学困難と認められる児童若しくは生徒（学校教育法（昭和22年法律第26条）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）（以下これらを「児童生徒」という。）の保護者に対し、就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

**第2条** 就学援助費の支給対象者は、市内に住所を有し、かつ、市が設置する小学校又は中学校に就学し、又は就学を予定している児童生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- （2）前年度又は当該年度において次のアからクまでのいずれかに掲げる措置を受けた者
  - ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の62の規定による事業税の減免
  - ウ 地方税法第295条第1項の規定による市民税の非課税又は同法第323条の規定による市民税の減免
  - エ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免
  - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による保険料の減免
  - カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予
  - キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給
  - ク 生活福祉資金貸付制度による貸付け

(3) 生計を同じくする世帯全員の前年所得が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の1.3倍以下である者

(4) 第1号に規定する者に準ずると市長が認める者

2 児童生徒が区域外就学の場合にあつては、関係市町村教育委員会と協議し、その結果をもって就学援助費の対象者とする。

(就学援助費の費目)

**第3条** 就学援助費の費目は、次のとおりとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 新入学児童生徒学用品費等

(4) 校外活動費

(5) 修学旅行費

(6) 学校給食費

(7) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病に係るもの)

2 前条第1項第1号の要保護者が受けることができる費目は、前項第5号及び第7号の費目とする。

3 前条第1項第2号から第4号までに規定する者(以下「準要保護者」という。)が受けることができる費目は、第1項に掲げる費目とする。ただし、第1項第3号については、児童生徒が小学校又は中学校の第1学年に入学した年度又はその前年度に限る。

4 前項の規定にかかわらず、就学予定者の準要保護者が受けることができる費目は、第1項第3号の費目とする。

(就学援助費の額)

**第4条** 就学援助費の額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

(就学援助費の申請)

**第5条** 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助費支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、要保護者は、申請手続きを省略することができる。

(1) 当該世帯の前年所得を算定できる書類

(2) 第2条第2号に該当する準要保護者は、当該事由を証明できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 年度の当初から就学援助費の支給を受けようとする保護者は、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）を、当該年度の4月末日までに提出しなければならない。
- 3 年度の途中で就学援助費の支給を受けようとする保護者は、申請事由の発生した日の翌日から起算して1か月以内に申請書を提出しなければならない。
- 4 第3条第1項第3号の費用に係る就学援助を受けようとする保護者は、申請書を教育委員会が指定する期間に提出しなければならない。

（支給決定等）

**第6条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに就学援助費の支給の可否を決定するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、当該申請に係る児童生徒が就学する小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）の意見を求めることができる。

- 2 前項の規定により、支給の可否を決定したときは、就学援助費支給決定通知書（様式第2号）又は就学援助費支給却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支給期間）

**第7条** 就学援助費の支給を受けることができる期間は、次に掲げる日から当該年度の末日までとする。

- （1）第5条第2項の規定による申請 4月1日
- （2）第5条第3項の規定による申請 申請事由が発生した日
- （3）第5条第4項の規定による申請 教育委員会が別に定める日

- 2 前項の規定にかかわらず、申請事由の発生した日から一か月を経過した日に申請書を提出した場合は、申請書の提出日とする。

（支給方法）

**第8条** 市長は、第6条第2項の就学援助費支給決定通知書を通知した保護者に対し、口座振込の方法により就学援助費を支給する。ただし、医療費については、医療機関の請求に基づき直接医療機関に支払うものとする。

- 2 第3条第1項各号（第7号を除く。）に掲げる費目が未納の場合で、支給対象者から委任を受けたときは、前項の規定による支給方法に代えて、当該費目に相当する額を、関係機関に直接支払うものとする。

（届出の義務）

**第9条** 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会又は学校長に届出なければならない。

- (1) 生計状況に変動があったとき。
- (2) 住所又は氏名の変更があったとき。
- (3) 金融機関又は預金口座の変更があったとき。
- (4) その他申請書の記載内容に変更があったとき。

(支給決定の取消し)

**第10条** 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 認定要件に該当しなくなったとき。

(就学援助費の返還)

**第11条** 前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19年12月21日市長決裁)

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

#### 附 則 (平成21年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年2月3日市長決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年10月6日市長決裁)

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。

**様式第1号** (第5条関係)

就学援助費支給申請書

(宛先) 鴻巣市長

就学援助費を受けたいので、必要書類を添付して次のとおり申請します。

申請区分	1新規 2継続
申請年月日	年 月 日

申 請 者 ( 保 護 者 )	住所	鴻巣市		児 童 生 徒	学校名	学校
	電話番号				学年	学年
	フリガナ				フリガナ	
	氏名	㊟			氏名	
住居の状況		1 持家 2 賃貸(家賃 円)				
世帯の状況 (上記の申請者・児童生徒を含め同居世帯員全員を記入してください。)						
氏名	保護者との続柄	生年月日	職業・勤務先・学校名(学年)	年総所得(円)		
		歳				
		歳				
		歳				
		歳				
		歳				
		歳				
		歳				
		歳				
		歳				
申請理由						

この就学援助費の支給決定に当たり、所管課が世帯について住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給状況及び生活保護受給状況の確認をすることに同意します。また、中学校給食費に未納があるときは、就学援助費から充当することを鴻巣市教育委員会に委任し、小学校給食費を含む学校徴収金に未納があるときは、就学援助費の受取に係る一切の権限を学校長に委任します。

申請者(保護者)氏名 ㊟

口座振込依頼書 就学援助費の支給が決定された場合は、就学援助費を次の預金口座へ振り込み願います。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	預金種目
			普通 当座
フリガナ			口座番号
口座名義人			

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

鴻巣市長



就学援助費支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました就学援助費の支給について、次のとおり認定しましたので通知します。

児童生徒氏名 ( 学校 年)

(注) 鴻巣市就学援助費支給要綱第8条第2項の規定により、学校長を通じて就学援助費を支給することがあります。

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

鴻巣市長



就学援助費支給却下通知書

年 月 日付けで申請のありました就学援助費の支給について、次のとおり却下したので通知します。

1 児童生徒氏名 ( 学校 年)

2 却下理由